

## 五條市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

令和6年4月24日

五條市告示第95号

### (趣旨)

第1条 市長は、深刻化する特殊詐欺被害等を防止することを目的として、予算の範囲内で、特殊詐欺等防止対策機器の購入に要する費用の一部について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺等防止対策機器」とは、電話機（携帯電話機及びスマートフォンを除く。以下同じ。）又は電話機に外部接続して使用する機器であつて、電話による特殊詐欺被害等を未然に防ぐことを目的に製造され、かつ、次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

- (1) 電話の着信時に相手方に警告音声を発する機能
- (2) 通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (3) 非通知着信に対して着信音を鳴らさない機能
- (4) 音声アナウンスによる注意喚起を行う機能
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特殊詐欺被害等を防ぐ目的で内蔵されている機能

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 第6条の交付申請を行う日において、満65歳以上の者であること、又は満65歳以上の者が含まれる世帯に属する者であること。
- (3) その属する世帯の全員が市税を滞納していない者であること。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費（消費税及び地方消費税に相当する額を含み、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）とする。

2 補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器（以下「補助対象機器」という。）は、1世帯につき1台に限るものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その

額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五條市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ若しくは取扱説明書又はこれらの写し
- (2) 補助対象機器の購入予定額（設置に要する費用を含む。）が確認できる書類
- (3) 市税納付状況等確認の承諾書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、五條市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 機器の購入及び設置に係る領収書、レシートその他の当該機器の購入等に要した費用を支払ったことを証する書類の原本及びその写し
- (2) 振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人が分かる通帳等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の書類の原本は、その内容を確認後、交付決定者に返却するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 次条の規定による市長の調査を拒み、忌避し、又は妨げたとき。
- (3) この要綱又は規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(調査への協力)

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。